

## 監査・ガバナンス研究部会（第203回）議事録

日時：平成26年10月17日（金）15:00～17:00

場所：学士会館303号会議室

出席者：今井、大関、勝田、嶋多、永井、中嶋、林、山本、山脇、井上（文責）

### 【報告事項】

「第200回記念誌」が完成し、出席者に配布された。前回議事録にあるように「部会員は記念誌代として、原則として一人6,000円/冊を負担する」ので、11月度部会で徴収する。

### 【定例研究発表】

#### 1 不作為による損害の極小化の模索（山本 正部会員）

##### <概要説明>

- 企業に問題が発生する要因の一つとして、事故(損失)の発生可能性が予測できるのに不注意等で予測せず、またその損失を回避することが可能であるのに、回避をする手を打たない「消極的不作為」について問題提起したい。具体的事例と問題のポイントは、1) 三井化学岩国大竹工場爆発火災事故 ⇒ 実効性のあるリスク管理体制の欠如、2) パロマガス湯沸かし中毒事故 ⇒ 他人の自社製品への関与を意識していない、3) JCOの臨界事故、JR北海道の脱線事故 ⇒ 「傍流事業化の罫」、4) ダスキン肉まん事件 ⇒ 内部告発、マスコミ報道等の「情報リスク」への不作為、5) コダックの凋落 ⇒ イシューマイオピア、アンカリングの係留効果バイアス、6) アスベスト訴訟 ⇒ 目先の損害回避、将来の損害を許容、7) 笹子トンネル天井板落下事故 ⇒ イシューマイオピア、ABC管理に潜むリスク、8) 日本企業の内部留保300兆円 ⇒ 機会利益の逸失
- これらの事例は、①社会的責任の観点から、不作為責任が広く問われるようになってきている、②事故(損害)の直接原因に加え、深層原因に焦点が当たってきている、③実損だけでなく、機会利益の逸失(機会損の回避)にも目が向けられていることを示しており、監査監督にあたり、注意しなければならない要素である。
- 不作為予防のための監査監督者の要努力事項としては、①時代に即した企業倫理のトレース、②環境変化の注意深い把握、③不作為による事故(損失)の事例研究の蓄積、④人間が陥りがちな心理の陥穽の理解などである。
- また、監査監督の実効性確保にむけ、「限定合理性」理論の活用、「不作為事例」の啓蒙、コーポレート・ガバナンス・コードの活用、スチュワードシップ・コード採用機関の活用などが必要である。

##### <討議・意見>

- 8つの具体的事例には、当時の時代背景や経営の実態から見て、あまりにもかけ離れた責任を認定している裁判例がある。こうした裁判例の批判的検討も必要だろう。
- 企業を取り巻く環境や企業を見る社会の目が変化して、おのずから企業の責任も厳しく問われるようになってきているから、それに合わせて経営を行うことが大切。
- 法務リスクは、事後に追いかけて責任追及されることがあるから、注意が必要。

- 経営の不作为による刑事責任追及はハードルが高い。東電の原発事故などを見ても現行刑法における故意、重過失の理論では立証が難しい。
- 監査監督の立場にあるものとして、いつ黄色信号を発するかは難しい問題だ。リーガルオピニオンだけで、リスクを伴う経営の意思決定を律することはできない。
- 「イシューマイオピア」「限定合理性」等専門用語が多用されているが、これらについて注を入れた方が、理解しやすいし論文の体裁にもなると思う。

## 2 モニタリング・モデルにおける取締役の要件（大関 誠部会員）

### <概要説明>

- コーポレート・ガバナンスの目的を、最近の潮流である企業の効率性向上におく場合、その達成に有効なベストプラクティスとして欧米で広く採用されている「モニタリング・モデル」（以下M）の概要とその取締役の要件について考究したい。
- Eisenberg やアメリカ法律協会が提唱するMにおける取締役（会）の要件は、①取締役会の過半数を社外取締役に、②社外取締役は雇用関係や経営者との間に利害関係を持たない、③監視機能強化のため社外取締役中心の内部委員会を設置、④社外取締役の情報入手を確保・整備、⑤取締役は日常の業務執行に携わらない、⑥取締役会の機能は、役員の選任評価解任、業務・財務・会計等の基本的計画の審査承認等である。
- 欧米のコーポレート・ガバナンス改革の中核としてMが普及して来ていることに合わせて、会社法改正で新たに制定された監査等委員会設置会社（以下K）は、Mに近くものとされているが、例えば、経営者・会社・取引先と経済的な利害関係を持たないことの要件など重要な点で異なる部分がある。従ってKの導入に当たってはこれら両者要件の差異を十分に認識する必要がある。特にKでは、監査役に代わって社外取締役を導入して監査・監督の機能を果たすことが意図されている。従って新制度では、その成否は社外取締役に全面的に依存することになり、専門性と企業倫理観を備えた人材の確保が大きな課題となる。

### <討議・意見>

- 欧米で「社外取締役に過半数」という規則があるが、米国では「CEO以外全員を社外にする」ことをカルパースが推奨し、また株主代表訴訟に耐えられるという考えもあるようだが、業務執行にうとい人たちが取締役会を構成するのも問題。
- 米国の社外取締役はCEOのお友達を連れてきている例も多く、本当にガバナンスが効くのか疑問。
- 社外、社内取締役が適当な割合で混ざって議論する方が健全だと思う。
- 法学者等が主張するように業務執行の監督基準が株主主権をベースにするなら分かり易いが、いまの経営は色々なステイクホルダーに配慮しなければならない。
- Mが有効に機能するためには、情報が十分に届けられることが必須。
- 日本のKは、意外なことに日本監査役協会が好意的に見ていること、これによって監査役をなくし、経営コストの節減になりうることを考えると、相当な数の会社が移行することも考えられる。
- Kが皮相的なメリットにつられて普及するなら、逆にモニタリング機能が失われてしまう恐れがある。社外取締役の導入ばかりに目を向けて、形式的になってはいけない。

【次回開催日】 11月21日（金）午後3時 学士会館310会議室